

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	山岳高原観光課	整理番号	1-3
許認可等の種類	旅行者の変更登録				
根拠法令条例等・条項	旅行業法第6条の4				
許認可等の概要	旅行者の登録業務範囲の変更登録				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】旅行業法第6条の4、規則第4条の2				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日				
期間の制定根拠	-				